

春日部市春日部コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

春日部市春日部コミュニティセンター条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（開所時間） 第7条 センターの開所時間は、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。 （施設の使用時間） 第7条の2 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを午前8時30分から午後10時までとすることができる。 （休所日） 第8条 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 （使用料） 第13条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免） 第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の還付） 第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。	（開所時間） 第7条 センターの開所時間は、午前8時30分から<u>午後5時</u>までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。 （休所日） 第8条 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 (委任) 第16条 (略)	(委任) 第13条 (略)
--	------------------

(4) 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第13条関係)

春日部市春日部コミュニティセンター使用料

施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)
コミュニティホール	550
ボランティアビューロー	150
学習室	100
音楽室	100
附属設備	別に市長が定める。

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第7条の2ただし書の規定による市長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市春日部コミュニティセンター条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成19年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。